

「退院に関する基準の考え方について」に関するQ & A

Q 1 PCR検査を実施しなければ入院措置は解除できないのですか？

PCR法による検体検査を求めているのは、入院措置を解除し退院させなければならない場合の基準です。この基準を満たさない場合であっても、都道府県知事が、当該入院措置について「まん延を防止するため必要があると認めるとき」に該当しなくなったと判断する場合には、退院させることができます。

Q 2 「まん延を防止するため必要があると認めるとき」に該当しなくなったときとはどのようなときですか？

患者の居所地において、急速な患者数の増加が見られており、患者（未成年者の場合は保護者を含む）が感染防止対策を理解し、退院後も実践でき、かつ適切な医療の提供が受けられると判断される場合などが該当します。

Q 3 患者が理解すべき感染防止対策とはどのようなものですか？

自宅療養中も外出の自粛を守ること、同居者がいる場合には、うがい、手洗い、咳エチケットを徹底し、できるだけ居室を分けるなどの工夫をすることが理解すべき対策として挙げられます。

Q 4 退院後の自宅療養はいつまで続きますか？

新型インフルエンザについては、いまだ臨床的特徴及び疫学的特徴が、十分明らかにされていないため、感染可能期間を明示することは困難です。ただし、海外の知見等によれば、感染可能期間について「発症してから5～7日、小児や免疫不全者ではより長期化する可能性がある」※としているので参考としてください。

※ Emergence of Novel Swine-Origin Influenza A (H1N1) Virus in Humans, NEJM, May 8, 2009

Q 5 適切な医療の提供が受けられると判断される場合とはどのような場合ですか？

自宅において可能である治療（抗インフルエンザウイルス薬の内服療法等）が患者の療養において十分であると判断される場合であって、点滴や酸素投与等の一般的には入院していなければ受けられない医療が患者の療養において必要とは考えられない場合です。